

# 那珂市議会 教育厚生常任委員会記録

開催日時 令和2年6月18日(木) 午前10時  
開催場所 那珂市議会全員協議会室  
出席委員 委員長 富山 豪 副委員長 原田 陽子  
委員 關 守 委員 寺門 厚  
委員 古川 洋一 委員 武藤 博光  
欠席委員 なし

## 職務のため出席した者の職氏名

議長 福田耕四郎 事務局長 渡邊 莊一  
事務局次長 横山 明子 次長補佐 三田寺裕臣

## 会議事件説明のため出席した者の職氏名

副市長 谷口 克文	教育長 大縄 久雄
財政課長 大内 正輝	財政課長補佐 浜名 哲士
保健福祉部長 川田 俊昭	社会福祉課長 平野 敦史
社会福祉課長補佐 山田 明	こども課長 篠原 広明
こども課長補佐 住谷 孝義	介護長寿課長 藤咲富士子
介護長寿課長補佐 照沼 克美	保険課長 生田目奈若子
保険課長補佐 鈴木 伸一	健康増進課長 加藤 裕一
健康推進課長補佐 玉川祐美子	教育部長 小橋 聡子
学校教育課長 会沢 実	学校教育課長補佐 平野 玉緒
生涯学習課長 田口 裕二	生涯学習課長補佐 荻野谷智通
中央公民館長 萩津 厚緒	公民館G長 後藤 泰成

## 会議に付した事件

- (1) 議案第39号 専決処分について(那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)  
…原案のとおり承認すべきもの
- (2) 議案第40号 専決処分について(那珂市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例)  
…原案のとおり承認すべきもの
- (3) 議案第41号 専決処分について(那珂市国民健康保険新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に関する条例)  
…原案のとおり承認すべきもの
- (4) 議案第42号 専決処分について(令和2年度那珂市一般会計補正予算(第1号))  
…原案のとおり承認すべきもの

- (5) 議案第 43 号 専決処分について（令和 2 年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 1 号））  
…原案のとおり承認すべきもの
- (6) 議案第 44 号 専決処分について（令和 2 年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 1 号））  
…原案のとおり承認すべきもの
- (7) 議案第 46 号 那珂市介護保険条例の一部を改正する条例  
…原案のとおり可決すべきもの
- (8) 議案第 47 号 令和 2 年度那珂市一般会計補正予算（第 2 号）  
…原案のとおり可決すべきもの
- (9) 議案第 50 号 権利の放棄について  
…原案のとおり可決すべきもの
- (10) 那珂市子育て世代包括支援センター事業について  
…執行部より報告あり
- (11) 那珂市障がい者プランの策定について  
…執行部より報告あり
- (12) 那珂市高齢者保健福祉計画の策定について  
…執行部より報告あり
- (13) 調査事項について  
…今年度の調査研究テーマについて

議事の経過（出席者の発言内容は以下のとおり）

開会（午前 10 時 00 分）

委員長 おはようございます。

本日は、教育厚生常任委員会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

茨城県内、現在、新型コロナウイルス、新たな感染者も出ておらず、一応の終息を見せているところでございますが、第 2 波、第 3 波が予想され、大変心配であります。本日の議案の中にも新型コロナウイルス関係の議案、そして専決処分とございます。どうぞ慎重なる審議をよろしくお願い申し上げます。

また、議長におかれましては、連日の審議、大変お疲れさまでございます。本日の審議もどうぞよろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、ご挨拶に代えさせていただきます。

ご連絡いたします。

会議は公開しており、傍聴可能とします。また、会議の映像を庁舎内のテレビに放送します。

会議内の発言に際しましては、必ずマイクを使用してください。

携帯電話をお持ちの方は、必ず電源をお切りいただくか、マナーモードにしてください。  
ただいまの出席委員は6名であります。定足数に達しておりますので、これより教育厚生常任委員会を開会いたします。

また、新型コロナウイルス感染症対策のため、委員会出席者並びに傍聴される方につきましてはマスクの着用、また、入り口付近に設置してあります消毒液において手指の消毒をお願いいたします。また、換気のため、廊下側のドアを開放して常任委員会を行います。ご理解、ご協力のほどよろしくをお願いいたします。

それでは、始めさせていただきたいと存じます。

会議事件説明のため、副市長、教育長ほか関係職員の出席を求めています。

職務のため、議長及び議会事務局職員が出席しております。

ここで、議長よりご挨拶をお願いいたします。

議長 おはようございます。

今日は、教育厚生常任委員会、全員出席の下で開催されますこと、まずご苦労さまでございます。

過日、特に今日の議案の中では、全員協議会でいろいろ皆さんから質問、あるいは答弁を頂戴して、そういうことでまた今日の常任委員会ということで、再度いろいろと質問があろうかと思えます。執行部の皆さんにおかれましては、ひとつ簡潔丁寧な答弁をお願いをしたいなど、こういうふうに思えます。

正副委員長の下で、最終日の報告がされますよう望みたいと思えます。どうぞよろしくお願いをいたします。

委員長 ありがとうございます。

続きまして、副市長よりご挨拶をお願い申し上げます。

副市長 改めまして、おはようございます。

本日は、教育厚生常任委員会の出席につきまして、大変お疲れさまでございます。

昨日は、福田議長様から、新型コロナウイルス対策に対する、職員に対する心温まるお言葉を頂戴いたしまして、大変ありがとうございました。

終わりの見えない新型コロナウイルス対策ではございますが、今日出席しております担当の部長、課長をはじめ、健康推進課が事務局となり、職員一同、一致協力して頑張っ取り組んでまいりたいと考えておりますので、委員の皆様方のご支援、ご協力よろしくをお願いいたします。

さて、本日は、議案が9件、そのほかの案件が3件でございます。慎重なるご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

続きまして、教育長よりご挨拶をお願い申し上げます。

教育長 改めまして、おはようございます。

議員の皆様には、今回の新型コロナウイルス対応につきまして、ご理解、ご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。感謝申し上げます。

6月から学校訪問が始まりまして、先週も各学校を回ってきたわけですが、特に小学校1年生の授業を拝見してまいりました。1年生、本当に始めて間もなく休業に入っしまい、6月から本当にスタートしたばかりなんですけれども、マスクをしっかりとし、座席にしっかりと腰を下ろし、そして授業の中では挙手をして、元気に発表している。ああいう姿を見ると、学校ってやっぱりいいなというのをつくづく感じました。

我々委員会としましても、特に学校につきましては、今後も新型コロナウイルス感染症拡大防止に努めながら学校運営を進めてまいりたいと思いますので、議員の皆様には、今後ともご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、挨拶といたします。

本日は、どうぞよろしく願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

本委員会の会議事件は、別紙のとおりであります。

これより議事に入ります。

議案第42号 専決処分について（令和2年度那珂市一般会計補正予算（第1号））を議題といたします。

一般会計補正予算は、財政課より一括して説明を受け、その後で各担当課への質疑を行うこととします。

財政課より説明をお願いいたします。

財政課長 財政課長の大内でございます。ほか関係職員が出席しております。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、議案書の91ページをお願いいたします。

議案第42号 専決処分について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものです。

2枚おめくり願います。

令和2年度那珂市一般会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

8ページをお願いいたします。

歳出になります。

款項目、補正額の順にご説明いたします。

下段になります。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費54億8,261万3,000円。

9ページをお願いいたします。

3目障害福祉費 928万9,000円、8目介護保険費 39万5,000円。

10ページをお願いいたします。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費 1,396万9,000円、2目児童措置費 1億1,111万1,000円。

11ページをお願いいたします。

3目保育所費 48万円。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費 1,443万4,000円。

13ページをお願いいたします。

下段になります。

9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費 822万3,000円、2目教育振興費 1億7,759万3,000円。

14ページをお願いいたします。

9款教育費、3項中学校費、1目学校管理費 386万2,000円、2目教育振興費 9,215万6,000円。

9款教育費、6項保健体育費、2目学校給食共同調理場費 207万5,000円。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

寺門委員 8ページ、9ページ、民生費の社会福祉費で補正額が54億8,200万円ということで、当然、歳入については財政調整基金、前回の全協でも話が出たと思うんですが、予算で5億円、財政調整から出して、さらに今度補正で4億9,900万円繰入れということになりますんで、今、平成31年度、つまり令和元年度の決算中だと思いますけれども、昨年の見込みでは、財政調整基金については16億円ぐらいの残という見込みがありまして、それでいうと10億円、もう既にこの補正予算で使ってしまうので、残り6億円ということをお考えますと、国・県からの、特にこれは国の定額給付の、そのための費用になりますけれども、全額とは言うておりますが、これ年度内にきちんと精算ができるのか。給付があるまでの間、経営資金的にきちんとやれるのかどうかというのはちょっと不安がありまして、もう一つ不安は、第2波が予想される中で、資金的に非常に、優先的にこれを使うのはもうやぶさかではありませんので、当然対応していただきたいんですが、その財政調整基金の今の現在残高と今後の対処の仕方、もう一つ提案は、第2波に備えて、今取りやめている事業がありますので、それを仮称ですけれども、例えば新型コロナウイルス対策基金みたいな基金として積立てをして使えるようにしていくというのも一つの方策かなというふうに思いますんで、その辺の考えについてちょっとお聞かせください。

財政課長 お答えいたします。

まず、ここの社会福祉費にあります中心の事業であります特別定額給付金事業、こちらにつきましても、市民1人当たり10万円分のものですけれども、こちらについては全額、国のほうから補助金として振込がもう既にされております。あとは実績をもって、その金額のほうを精算していくという事務になるかと思っておりますので、その分のお金の対応は、まずはできているというところでございます。

次に、基金の残高でございますが、決算のほうで言いますと、令和元年度末の残高は約20億円になっております。委員ご指摘のとおり10億円、今回の補正まで基金は繰り入れておりますので、こちらにつきましても、今後、国等の財政支援のほうも出ておりますので、そちらのほうと整理をつけながら、年度末までに戻していくというような形で考えております。

もう一つ、事業の精査の部分のほうと新型コロナウイルス対策基金というご質問につきましては、当然、事業の精査のほうについては、委員ご指摘のように今後行っていくというところですが、まずは職員のほうは、新型コロナウイルス対策の対応のほうでやらなければならないほうをまずやっていくという、作業のほうでやっておりますので、しかるべき時期に、当然やらない事業については予算上落としておきまして、整理はしていかなければいけないというふうに考えております。

基金につきましては、今年度のまず新型コロナウイルス対策は行っていくものでございますので、今年度、基金に積み立てて来年度やっていくというものではなくて、今現在としましては、年度内で予算のほうをそういう形で整理しまして、財政調整基金のほうからの繰入れを可能な限り縮減していくというような形で取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

寺門委員 そうしますと、年度内には、今出している10億円ですね、それについては戻しがあるという、そういう理解でいいんですか。

財政課長 全額というのは、ちょっと今の時点では何とも言えませんが、少なくとも財政課としましては、新型コロナウイルス分で出た後半の5億円、こちらについては戻していかなければ、当然、来年度以降の予算編成のほうに影響が出てまいりますので、そこは頑張って取り組んでいきたいというふうに考えております。

古川委員 教育委員会に伺います。

GIGAスクール推進事業、4年計画だったものを本年度全てやりたいという話は、個人的には伺っておりますけれども、具体的にどこまでやるのか。そして、今年度できないことはどういうことがあるか伺いたいと思います。

学校教育課長 GIGAスクール推進事業につきましては、当初は年次計画で1人1台の端末を整備していくということでしたが、国のほうの方針で、今年度中に全学年1人1台を整備するという方針に転換しまして、本市としましても、全学年に1人1台の

端末を整備するということまで持っていくということで、今回その分の計上をさせていただいたところでございます。

端末自体は、まだ今のところいつ入るかというところの詳しい時期は見通しがちょっとできない部分ではございますけれども、整備につきましては今年度中に完了させたいということで考えております。

以上です。

古川委員 今の話ですと、1人1台に整備するだけと聞こえたんですけども、そういうことですか。いわゆる通信環境とかそういうものはやらないということですか。

学校教育課長 通信環境につきましては、令和元年度の3月補正でLAN工事のほうを計上しておりますので、そちらのほうは、この補正とは別に既に予算がついておりますので、そちらのほうは進めておりますので、LAN工事も終わって、端末も今年度中には1人1台に整備できるということまでいくというふうに予定をしております。

以上です。

古川委員 今年度中にできないことはどういうことですかというのをもう一つ聞いていると思うんですけども。

学校教育課長 できないというところ、なかなかちょっと表現的には難しいんですけども、今度、使い方の問題で、どこまで学習に取り入れていくかというところで、完成形がどこだとすると、今年度どこまでいけるのかなというのは、入れた瞬間から使いこなすというのはなかなか難しいので、そういう意味では、一步ずつ拡大しながら活用していくというところになるかと思っております。今年度は整備して、第1段階ぐらい、その第1段階がどこまでできるかというのはあると思っておりますけれども、活用を始めたいというふうには思っております。

以上です。

古川委員 タブレットを1台ずつ持たせて通信環境を整えましたではできないですよね。だから、どこまでできるようになるんですか。例えばそれを授業にこういうふうに生かすとか、ソフトの問題とかありましたよね。県に一括でお願いするのかどうかと、そういう問題がありましたよね。そういうのをどういうふうにされるつもりで、どこまで今年度中にできるようになるのか。

学校教育課長 1人1台の整備の中には、当然、入れ込むソフトもどういふのを入れていくかというのは現在検討中ではございまして、そういったものを入れ込んで1人1台に配備するということで、使う段階までは整備はできるというふうには思っておりますので、その後の活用としまして、それを使った学習まで入れられるかどうかというようなところがちょっとまだ、その時期が見通せないというようなところではあります。

以上です。

古川委員 何となく分かるんですけども、具体的にどこまで、聞き方が悪いのかな。どうい

うことができるようになるんですかというのがよく分からないんですけども。だから、極端な話、ハードとソフトがあって、ハードは用意できます、通信環境も含めてね。ソフトも含んでいるわけですよね、今のお話ですとね。そうすると、例えば授業でこんなことができますとか、そういう具体的にちょっと教えていただきたい。

学校教育課長 年次計画的に授業での活用の幅は広げていきたいというふうには思っております。まず初年度としましては、整備が終わった段階で、それを使った授業ができるように、初歩的なことからいくというのが今年度。あと、来年度以降というのは、例えば1日に何時間程度はデジタルコンテンツを活用したような学習ができるようなことになること。また、次の年にはさらに活用時間を延ばしていくような形で、徐々に拡大していきたいというふうには思っております。

以上です。

古川委員 例えば、第2波、第3波が来たとします、新型コロナウイルスね。そういったものを利用して、家庭にしながら学習というか、授業ができるようになるんですか、今年度中に。

学校教育課長 1人1台の端末のその物がいつ入るかというのがまず1つあるのかなと思うんですけども、そういった例えば今回みたいな臨時休業になった場合には、家庭に通信環境がないご家庭に向けたモバイルルーターの購入というのも盛り込んでおりますので、そういった部分にも活用できることは視野に入れた整備にはしております。

以上です。

古川委員 いいです、分かりました。

もう一点よろしいですか。

11 ページの保健衛生費の新型コロナウイルス感染症緊急対策事業の備品購入費のその他備品と医療用備品というのは具体的に何を購入されたのかお伺いします。

健康推進課長 健康推進課です。

新型コロナウイルス感染症緊急対策事業、11 ページでございますが、17 節備品購入費、その他備品は次亜塩素酸水生成器でございます。医療用備品につきましては、非接触体温計を購入しております。

以上です。

武藤委員 先ほどのG I G Aスクール推進事業に関する事なんだけれども、ちょっと県のほうでも子供、小中学生にタブレットを1人1台出すような方向性を県の教育長が示したと思うんだけれども、那珂市においても、このG I G Aスクール推進事業のほうは積極的に推進していて、これ予算的には県のほうから多分、各市町村に同じぐらいの規模で下りてくるとは思うんだけれども、このあたりの整合性とか話合いのほうはどういうふうになっているのかちょっとお伺いしたい。

学校教育課長 本市では、県も同じような歩調で進んでいるというふうには思われますけれど

も、国のほうで前倒しというようなことに伴いまして、本市におきましても1人1台を整備していくというようなところで、また、補助のほうにつきましては、1台当たりの補助単価というものも定められておりますので、そういったものを活用しながら整備していくというようなことで予定しているものでございます。

以上です。

武藤委員 第2波とかも考えられることだし、早めの推進で家庭用タブレットとか、また、通信環境の整備とかも積極的に行っていただきたいと思います。

以上です。

寺門委員 年度内のハードの部分、端末の確保ということでお聞きしましたけれども、もう7月ですよ。今具体的に整備をするために、例えばもう見積りをもらって入札をして発注してというと、もうすぐ半年、1年過ぎますよね。現実的に、県の予算ですので、県のほうからの連動ということになりますと、当然決定が遅れば、それだけ年度内は難しいという状況になりますけれども、それはどうなのかということがまず1点と、それから、ハード、端末だけそろえて、その入れ込むソフトもつくりますよということなんですが、これも同じように準備がどこまで進んでいるのか。もし第2波に間に合わなければ、第2波についてはオンラインでの授業、今ある環境でできる授業というのは結構あると思うんですよ。オンライン朝会とか、1校、試験的にやっていたら、具体的に、だからその辺も併せて考えているのか。

このままでいくと、もう端末買って終わりですよという話にしか聞こえないんですね、今までも聞いていると。本当にもう年度内にきちんとやるということであれば、もう見積り取ってどんどん進めていかないと間に合わないですよ、日程的に考えて。ましてや、当然ソフトについては、これまで108時間でしたか、遅れている分があるんで、それも取り返して、生徒、児童の学力も維持しながらということになると、ちゃんとその対応ができるのかどうかっていう、ちょっと心配なことがありますんで、その点ちょっとお聞かせください。

学校教育課長 端末整備の工程的なスケジュール的な部分でございましてけれども、県のほうでの共同調達に乗るか、あるいは市町村単独で購入するかというふうな選択になろうかと思いますが、県のほうの共同調達のほうの工程的には、6月下旬、間もなくから7月上旬にかけて、各市町村にどういったものを希望するのかという、例えばOSが何なのかとか、ソフトはどのようなのがとかという仕様の希望を取るといったようなことが間もなく行われるというようなところでございます。そちらに那珂市としても、こういったものがという希望のものを出して、県ではそれを各市町村の出してきたものをまとめて発注する段取りというような流れになるかと思っております。そこで、那珂市の希望するものがほかの市と合致しなければ、共同調達はなかなか難しいということになろうかと思っておりますけれども、そういったことで、間もなくそういう市町村の仕様の希望を出す時期というこ

とでございます。

その後、県のほうではまとめたものを入札して業者のほうと契約していく流れになるんですけれども、現在示されております共同調達のこの流れでいいますと、入札のほうは8月の下旬ぐらいをめどに予定しているということでございます。共同調達にしますと、スケールメリット的な部分でも出てくるかなということは想定しておりますので、現段階では共同調達の道も想定して、あるいはそこでできなければ単独調達になるかと思っておりますけれども、両方の線で考えているところでございます。

ソフトのほうにつきましても、現在どういうものがあるかなということで、学校のほうの先生の何人か代表の方とプロジェクトをつくった中で選定作業を進めているというところでございます。

あと、第2波が来たときのオンラインという部分の学習が何かできるかというようなところでございますけれども、今回の臨時休業期間中におきまして、各学校におきましては学習支援のための学校ごとのサイトのほうを立ち上げておきまして、そちらのほうを活用しての、それはオンラインという動画で見るという授業ばかりではございませんで、サイトから学習の課題や参考のものをダウンロードして使ったりというようなことができる環境までは今回の休業中に整えてございますので、そういったものも例えば第2波が来たときには活用しながらということになるかというふうに考えております。

以上です。

寺門委員 共同調達ということで、那珂市は共同調達で考えているということではないですか。

学校教育課長 共同調達の道も当然考えておりますけれども、同じ仕様とかがなければ、できないということもありますので、単独になるという可能性もその場合にはあるかなということで、今のところ限定的にどちらというものまでは決めきれていないということでございます。

以上です。

寺門委員 どちらともまだ決めていないということですので、これは中に入れるソフトが問題になると思いますので、そちらのほうの、今選定中ということなんですが、これはいつ頃できるんですか。

学校教育課長 間もなく市町村の希望のほうを県に出す時期でございますので、おおよその部分という意味では、先生方の代表のプロジェクトチームによって選定は、ほぼ候補のもののは決まりつつあるという段階にはございます。

以上です。

寺門委員 分かりました。

やはり何が何でもというか、年度内の整備というのはぜひともクリアしていただきたいということと、その前に何かできることというのは、今おっしゃったようにいくらでもあると思いますので、それを第2波の対応ということで想定して、しっかり進めていた

だきたいなというふうに思います。

以上です。

古川委員 すみません、もう一点伺います。

これは財政課にお伺いすればいいのか、副市長にお伺いすればいいのか分かりませんが、今回、新型コロナウイルス関係で市独自の事業で、いろんな給付金ですとか、そういったものも考えて予算も措置していただいたんですが、これ第2波、第3波が来たときには、例えば国とか県なんかでは、もうこれ以上出せないというような声もありますよね。市としてはどのようにお考えになっていますか。

財政課長 基本的には、国・県が出せないというところに関してどうこうという話はなかなか難しいんですけども、当然、市としては国・県の財政支援というのは必要なものだとも考えておりますし、また、市単独になった場合については、当然財源というものについては、限りがある部分があるというのは皆様方ご承知の部分だと思いますので、その中でどう取り組んでいくかということを考えていかなければいけないというふうに思っていますので。今この時点でなくなった部分でどうこうというのは、ちょっとなかなかお答えしづらい部分ではあるんですけども、当然、講じていかなければならないというものは講じていかなければならないと。ただ、その裏づけである財源というものは当然見据えながら考えていかなければいけないというふうに取り組んでいきたいというふうには考えております。

古川委員 確かにどういうものが必要になるかというのはまだ分からないと思います、確かにね。ですけども、今後そういった事態になれば、もう既に例えば第1波、今の新型コロナウイルスであっても、まだまだ何ていうんですか、支援が足りないというか、支援を受けられない業界というか、そういうものもあると思うんですよね。そういったところも見ていただいて、というのは、市民の声をよく聞いていただきたいということなんですけれども。そういうことも考えて、できることはぜひお願いしたいなということだけお伝えしておきます。

寺門委員 小中学校感染症臨時対策事業の会計年度任用職員の内容と配置状況はどのようになっているのか。

学校教育課長 こちらにつきましては、学校再開後の学習サポートというような意味合いでの会計年度任用職員の配置でございまして、具体的には学習指導員という方を募集しまして、障がい児の学習のサポートに充てるというようなところで予算化したものでございまして、既に配置のほうはしております。

学校につきましては、横堀小学校、菅谷西小学校、瓜連小学校、菅谷小学校、那珂一中でございます。当初、各学園に1人というようなことで5人というふうなことで計上しておりましたが、配置につきましては現状のほうを、精査しまして、必要と思われるところを優先的にということで今の5校に配置をしたところでございます。

以上です。

寺門委員 新型コロナウイルス感染症緊急対策事業で備品購入の内容をちょっと教えていただきたいんですが。

健康推進課長 健康推進課です。

次亜塩素酸水の生成器を購入をしたところでございます。現在、火、木、土曜日と各コミセン、らぽーる、中央公民館等で市民の皆様に配布しているところでございますが、一応6月いっぱいまでそれをやめる予定になっております。

その後でございますが、例えば市役所、もしくはコミセン、中央公民館等々に設置し直しまして、そこでご希望があれば、市民の皆様に取りに来ていただくというようなことを事務局のほうでは考えております。

以上です。

寺門委員 市役所、もしくはコミセンで設置して使うということなんですが、これは社会福祉関係、高齢者、福祉老人施設ですね、その他、必要なところはたくさんあると思うんですけども、その辺への配布をしていくというのはお考えはないですか。

健康推進課長 ご希望があれば配達できればいいんですけども、その辺はちょっと今後検討していきたいと思えます。

以上です。

關委員 14 ページの給食センター運営事業なんですけれども、負担金 200 万円ほどありますが、これは補助金、交付金、どのようなものに使われたかちょっと簡単に内訳を教えてください。

それと、休校中の食材なんかも、ある市町村では民間のほうに有効利用して売却したなんていう話もありますが、那珂市ではそういう事例があったのかどうか教えていただければと思います。

学校教育課長 こちらの学校臨時休業対策費でございますけれども、こちら3月の給食が当然停止したことに伴いまして、主食類、具体的には米飯、パン、麺に係る委託加工賃につきましては、食材の違約金に当たるというような見解が出されまして、学校給食会が取りまとめを行って、違約金相当額を各市町村では負担するというようなところになったものでございます。

内訳としましては、先ほど申し上げましたように米とパンと麺の加工賃についての補償という意味合いのものでございます。

もう一つ、食材のほうの提供というようなところで、3月の止めきれなかった部分の食材というのがやはり発生しておりまして、そちらのほうにつきましては、フードバンクのほうを通して、寄附して活用していただくというようなところで行っております。

以上です。

委員長 ほかになければ質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第 42 号を採決いたします。

本案は原案どおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第 42 号は原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 47 号 令和 2 年度那珂市一般会計補正予算 (第 2 号) を議題といたします。

財政課より一括して説明をお願いいたします。

財政課長 それでは、議案書 105 ページの次のページをお願いいたします。

議案第 47 号 令和 2 年度那珂市一般会計補正予算 (第 2 号) についてご説明いたします。

3 ページをお願いいたします。

第 2 表、債務負担行為補正になります。

事項、図書館システムリース、期間、令和 2 年度から令和 7 年度まで、限度額 9,919 万円。

6 ページをお願いいたします。

歳出になります。

款項目、補正額の順にご説明いたします。

下段になります。

3 款民生費、1 項社会福祉費、8 目介護保険費 103 万 8,000 円。

7 ページをお願いいたします。

3 款民生費、2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費 44 万円。

3 款民生費、3 項生活保護費、1 目生活保護総務費 66 万円。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第 47 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第 47 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。執行部の入替えをお願いいたします。

休憩 (午前 10 時 44 分)

再開 (午前 10 時 45 分)

委員長 再開いたします。

生涯学習課が出席いたしました。

続きまして、議案第 50 号 権利の放棄についてを議題といたします。

執行部より説明をお願いいたします。

生涯学習課長 それでは、説明を始めさせていただきます。

議案書 110 ページをお開きください。

議案第 50 号 権利の放棄について。

この議案ですが、債権を放棄するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

その下に記といたしまして、1、放棄する債権でございます。中央公民館施設清掃業務委託契約の解除による違約金でございます。

2 番目といたしまして、放棄の金額でございます。56 万 5,920 円となります。

3 番目、相手方でございます。茨城県水戸市平須町南山 98 番地、有限会社クリーンエース、代表取締役社長、清水隆男です。

令和 2 年 6 月 9 日提出、那珂市長。

提案理由でございます。

中央公民館施設清掃業務委託契約の解除により発生した違約金について、受託者の破産により回収不能となったため、不納欠損処分をするに当たり、地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

次のページの確認をお願いいたします。

1 番目の概要でございますけれども、こちらの概要につきましては、提案理由と同様となっております。

2 番目、委託契約についてでございます。

(1) 契約日につきましては、平成 30 年 1 月 11 日となります。

(2) 契約の期間ですが、平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日。

(3) 契約金額ですけれども、797 万 400 円でございます。

(4) 受託者につきましては、記載のとおり有限会社クリーンエースでございます。

3 番目の債権についてでございます。

(1) 委託者の債務、こちらにつきましては、市が受託者に請求をいたしました委託契約解除に伴う違約金の額 79 万 7,040 円でございます。

次に、(2) 受託者の債権につきましては 23 万 1,120 円でございます。こちらにつきましては、前年度、平成 29 年度の清掃業務委託につきましても有限会社クリーンエースのほう清掃業務のほうを請け負っておりました。平成 30 年 3 月分の業務委託料の支払いを行っていなかった金額、こちらが受託者の債権ということで、23 万 1,120 円という金額でございます。

(3) 債権の残額でございます。市が請求いたしました違約金 79 万 7,040 円、こちらから受託者の債権であります 23 万 1,120 円、こちらを差し引いた金額 56 万 5,920 円、この額が債権を放棄する金額となります。

次に、4 番目の経緯でございます。

平成 30 年 3 月 26 日に受託者から業務辞退届及び委託契約解除の申立書が市へ送付されました。そのため市では、4 月 4 日付で契約を解除、4 月 18 日に受託者へ契約解除通知書と債務相殺通知書及び請求書を送付しております。

その後、5 月 1 日に相手方の代理人弁護士から水戸地方裁判所に対し破産手続開始申立てを行う受任通知書が市に送付をされております。

次に、平成 31 年 2 月 27 日、代理人弁護士から水戸地方裁判所に破産手続開始の申立てをしたという通知が市に送付されました。

その後、令和元年 6 月 25 日に水戸地方裁判所から破産手続開始通知書が市に送付されてきて、12 月 24 日に代理人弁護士から破産手続廃止決定正本の写し、こちらにより破産手続を廃止、費用を支弁するのに不足すると認めると決定した通知が市に送付されております。

この決定によりまして、市の債権である違約金 56 万 5,920 円、こちらの回収が不能となりましたので、権利の放棄について、議会の議決を求めるものでございます。

説明については以上でございます。よろしくお願いたします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

古川委員 ちょっと確認なんですけれども、委託の契約期間が平成 30 年 4 月からですけども、結局全然やらなかったということですね。

生涯学習課長 契約は 1 月に実施しておりますけれども、契約期間が 4 月 1 日ということで、その前に辞退届が出されております。一切やっていなかったということでございます。

古川委員 これ 3 年契約ですね。3 年契約で、全く業務をせずに、やったその違約金というのがこの 79 万 7,000 円なんですか。

生涯学習課長 おっしゃるとおりです。

古川委員 分かりました。

参考までに、平成 30 年度、その 4 月 1 日からは結局今どこがやっているんですか。  
生涯学習課長 平成 30 年 4 月に入りまして、こういうわけで委託業者のほうで契約解除という  
ことになりましたので、しばらくの間は職員が対応いたしまして、4 月 17 日からはシ  
ルバー人材センターのほうで日常清掃を受託しております。また、ワックスがけとかガ  
ラス清掃とか、そういった定期清掃につきましては、改めて入札を実施しまして、業者  
のほうで平成 30 年度分の契約を実施したということでございます。

古川委員 それはいつからですか、何ていう業者がされているんですか。

生涯学習課長 株式会社アメニティ・ジャパンという業者が定期清掃のほうを実施しておりま  
す。日常清掃につきましてはシルバー人材センターのほうで、その年は実施したという  
ところでございます。

古川委員 ごめんなさい、アメニティ・ジャパン、いつからですか。

公民館 G 長 その年、平成 30 年 12 月から翌年の 3 月までです。

以上です。

古川委員 すみません、ちょっとよく聞こえなかったんですけども、平成 30 年の 12 月と  
おっしゃいましたか、今、12 月からとおっしゃいましたか。

公民館 G 長 平成 30 年の 12 月からです。

古川委員 そうしますと、いわゆる先ほど課長がおっしゃった定期清掃というの、機械を使う  
ような機械清掃みたいなのでしょうか、それ以外はシルバー人材センターがずっとやって  
いるわけですね。ということは、4 月 1 日から 12 月の今の契約して始まったアメニテ  
ィ・ジャパンさんが始まったときまではやっていなかったということですか、そういう  
清掃は、機械清掃は。

公民館 G 長 してはいませんでした。

寺門委員 契約が平成 30 年 1 月 11 日ということで、これは先ほどの平成 29 年から仕事をし  
ていたというふうにおっしゃっていたんで、継続というか、前、仕事はしていたんです  
よね。継続契約という意味合いなんですかね、新たに、この辺ちょっと教えてください。

生涯学習課長 契約につきましては 3 年の債務負担の契約なんですけれども、その期間が切れ  
て、新たに入札を行って、また同じ業者が入札で落札をして平成 30 年度から清掃業務の  
ほうを実施する予定だったというところでございます。

寺門委員 ということは、前年度までの 3 年間はこのクリーンエースがやっていたということ  
ですね。これ契約を 1 月 1 日にやって、3 月には既にもう契約解除してくださいねと  
先方から書類が送られたということですので、もう既に何でしょう、契約の時点でその  
気がなかったんじゃないかというふうに読み取れるんですが、平成 29 年度の仕事ぶり  
というのはどうなんですか。直近の契約時点の仕事とか、そういう業者さんの態度とい  
うか、その辺の状況はどうだったんですか。

生涯学習課長 平成 29 年度 3 月まで業務のほうを実施しておりますけれども、特に問題があ

ったというようなことは聞いてございません。

以上でございます。

武藤委員 これは契約金額が 797 万 400 円の 10 分の 1 なのかな、この違約金というのが。そうやって考えてみると、現実的に市として相手業者に支払ったお金というのはまずないわけですか。そこをまず 1 点確認します。

生涯学習課長 契約履行前でしたので、市のほうから支払いをした金額というのはございました。

武藤委員 そうするというと、この債権放棄、権利の放棄というのは現実的に、実質的な金銭の市としての損害というのは現実的な現金のキャッシュフローとしてはなかったわけで、法律的な契約上に基づく市としての債権があったということなもので、その部分を放棄するという考えに至ると思うんですけども。その使った分で残りのシルバー人材センターとかアメニティ・ジャパンのほうに契約したというんですけども、結果としては、アメニティ・ジャパンとかシルバー人材センターに委託したほうが金銭的には安かったのでしょうか、そこをお伺いいたします。

公民館G長 シルバー人材センターとアメニティ・ジャパンと契約したんですけども、実質定期清掃のほうは 12 月から翌年の 3 月までしかちょっと契約できておりませんので、実質、金額的には安くはなっていますけれども、期間が 12 か月続けての契約ではないので、単純なちょっと比較はできないかと思います。

以上です。

武藤委員 今回の権利の放棄というのは、法律上の数字に基づく放棄だということは理解しました。

これからこれどうやっていくのかというのはちょっと確認したいんですけども、今後どういう方向で進んでいくのでしょうか。

生涯学習課長 今後の手続といたしましては、議会の議決をいただきまして、那珂市財務規則にございます歳入不納欠損調書、こういったものを作成しまして決裁を取るというような事務手続上の手続を行うこととなります。

以上でございます。

寺門委員 今、清掃業者が入っている、そのアメニティ・ジャパンというのは、これは那珂市の業者なんですか。

生涯学習課長 水戸市の業者でございます。

寺門委員 水戸市の業者ということで、入札に何社応募されたかちょっと分かりませんが、やはり那珂市内の業者を優先的に使っていただきたいというのは、条件的にあるんでしょうけれども、これ今後ですね、お願いをしたいなと思います。

それともう一点は、これは中央公民館の清掃業務ですけども、例えば本庁ですとか瓜連支所、コミュニティセンター等々については、業者というのはこれみんな別々、ばら

ばらですか。

生涯学習課長 全ての施設をちょっと把握しているわけではないんですけれども、この1月10日に債務負担行為の入札を行った際に市内の市役所の清掃業務とか、出先の中央公民館の清掃業務も含めまして、いろんな入札がなされております。その中で落札した業者と契約をするというような形になっておりますので、様々な業者がいろんな施設の清掃業務でしたり、いろいろな委託業務でしたり、そういったものを落札しているものというふうに思っております。

以上でございます。

寺門委員 1社にまとめるというのは大変難しいとは思いますが、条件的なもの、コスト面的なものは、やはり横並びで比較をして、あとサービス性能も含めて、もう一度検討していただきたいのと、那珂市で仕事をするということであれば、例えば従業員、臨時でも何でも結構ですけれども、1人優先的に雇うとかですね。そういった企業も今、各地区の自治体のほうでも条件づきで優先的に地元業者というのを使っていると思いますので、今後はそういうふうなことも含めて選定をしていただきたいなというふうに思います。

以上です。

古川委員 すみません、このクリーンエースとの契約は随契ですか。

生涯学習課長 入札をしております、入札に参加した業者は27社あったというふうに聞いております。

以上でございます。

古川委員 分かりました。

委員長 ほかにございませんか。

(なし)

委員長 なければ、質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

討論ありませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第50号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第50号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

学校教育課より報告案件の申出があり、執行部より説明をお願いいたします。

学校教育課長 学校教育課長の会沢です。お時間いただきまして、ありがとうございます。

着座にて失礼します。

先日、全員協議会で新型コロナウイルス対策のほうでご報告をさしあげたときに、夏休み期間の給食提供ということで、議員の皆様からご心配をいただいたところです。我々としまでも再検討いたしまして、現在まだ調整中ではございますが、給食のほう、外注も含めて提供できるような形でいきたいということで考えております。

本日、詳細まではまだ詰め切れておりませんので、そういった方向性で考えているというような中間報告でございます。

なお、経費につきましても精査しまして、追加の補正予算のほうに計上をさせていただければということで、そちらのほうも併せて調整中でございます。

以上です。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

古川委員 夏休みの登校する際に給食を出してほしいという要望というかご意見ありましたけれども、これはどなたが決定されたんですか。学校長会とか、教育委員会ももちろん関わってはいるでしょうけれども。というのは、夏休みは暑いですね。暑いので、お昼食べて、ちょうど一番暑い時間帯に特に低学年の子供たちを帰すことに疑問を唱えている方もいらっしゃるんですけども、そのような議論とか何か、どういう議論があって出すことに決定されたのか教えていただけますか。

学校教育課長 我々のほうとしまでも、下校時刻につきましては、小学生のほうは配慮が必要であろうということは念頭にございます。今回の協議に当たりましては、学校長会の先生方と我々と協議しまして、給食を提供することで家庭の負担軽減という意味が大きいということで、出すことで方向性を見いだしたところで、下校時刻につきましては、できる限り当初の、小学生につきましては遅くならない時間で下校させたいというふうなところで考えてはおります。

以上です。

古川委員 今、ご家庭でのそういうお昼を作ったりとかという軽減とありますけれども、やっぱり一番大事なことは、子供たちにとって給食が必要かどうかということだと思えますよね。特に休みが多いと、なかなか子供たちの栄養が偏ってしまうとかというような話も聞くんですよ。そういう意味では、給食というのは非常にバランスの取れた食事でしょうから、いいとは思えますけれども。だから、家庭に配慮するだけではなくて、誰のためにといい、やはり子供たちのためにといいところだということもお考えももちろんあつてのことだと思えます。そういったこともこれからは子供たち最優先で、親のためにとか先生のためにとかじゃなくて、そういうことでこれからはいろいろな部分でご配慮いただきたいと思います。よろしくお願いします。

寺門委員 給食対応していただけるということなんですね、これは7月の前のほうの休みも。いわゆる1学期が終わった後の7月24日からですかね。その間も出るということではない

んですか。

学校教育課長 おっしゃるとおりです。

寺門委員 分かりました。

それから、経費についてですが、今年度の4月から300円でしたかね、市のほうで負担ということで。4月、5月と休みがありまして、その分の費用というのは多分若干浮いていると思うんですよね、概算で100万円ぐらいになろうかなとは思いますが。その辺はこれ経費として流用というのは当然お考えですよね。補正とは別にね。つまり使えるものはしっかり使っていきますよということですよ。

学校教育課長 4月、5月の給食停止の部分での、そういった意味では余剰というものも発生していることもございますので、今後の給食提供の中で、全部その分を使うかというのは別としまして、そういったことで活用していきたいなというふうには思っております。

以上です。

副委員長 今、給食については検討中ということなのですが、大体いつ頃までに保護者の方とかほかの方に発表ができるような形に持っていかれるのでしょうか。

学校教育課長 今回、経費につきまして追加の補正予算のほうに計上させていただく部分も発生するであろうというふうに思っております、その議決が本会議でということになりますので、保護者への正式通知等につきましては、その決定後ということで考えてございます。

以上です。

委員長 ほかにございませんか。

(なし)

委員長 なければ、質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。執行部の入替えをお願いいたします。

再開を11時20分といたします。

休憩(午前11時10分)

再開(午前11時21分)

委員長 それでは、再開いたします。

健康推進課、こども課が出席いたしました。

続きまして、那珂市子育て世代包括支援センター事業についてを議題といたします。

執行部より説明をお願いいたします。

健康推進課長 健康推進課長の加藤です。ほか3名が出席しております。また、関連がございますので、こども課より2名が出席しております。よろしくお願いたします。

それでは、常任委員会資料の6ページをご覧ください。

那珂市子育て世代包括支援センター事業についてご説明いたします。

地域のつながりの希薄化により、妊産婦や母親の孤立感が高まる中、妊娠期から子育て期までの支援は、関係機関が連携し、切れ目ない支援を実施することが望まれます。このため健康推進課及びこども課に那珂市子育て世代包括支援センターを設置し、母子保健と子育て支援が連携した一体的な支援を行います。

- 1、対象者でございますが、妊産婦、乳幼児（就学前）とその保護者。就学後から小学6年生までの子供とその保護者については状況により柔軟に対応することといたします。
- 2、開設場所でございますが、健康推進課及びこども課内に設置いたします。
- 3、職員配置でございます。健康推進課に母子保健コーディネーター（保健師、または助産師）1名、こども課に子育てコンシェルジュ（保育士）1名を配置いたします。
- 4、財源としまして、子ども・子育て支援交付金でございます。負担割合、国3分の1、県3分の1、市3分の1でございます。
- 5、開設でございます。令和2年9月を開設予定としております。
- 6、その他としまして、既存のサービスを整理し見える化して対象者に提供するため、また、新たに必要なサービスを検討するため、関係課室に依頼し、今、事業の洗い出しを行っているところでございます。

続きまして7ページの左側の図をご覧ください。

那珂市子育て世代包括支援センター事業の概要でございます。

妊娠・出産から子育て期まで、母子保健と子育て支援が一体となり、切れ目のないサービスを提供します。

詳細としましては、母子保健サービスは主に健康推進課が行っておりまして、母子健康手帳交付、妊産婦マル福申請等を行っております。子育て支援サービスにおきましてはこども課が主に行っており、地域子育て支援サービス、一時預かり事業等々ございますが、それを連携して一体となり、切れ目ないサービスを提供することといたします。

7ページの右側、上の表をご覧ください。

そちらに事業内容がございますが、まず、事業内容でございますが、①妊産婦・乳幼児等の実情を継続的に把握する。②妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要な情報提供、助言、保健指導を行います。③要支援者に対しまして支援プランを策定し、支援プランを基に支援内容を管理する。④医療機関、または福祉の関係機関と情報共有を行い、支援について連絡調整を行います。⑤庁内関係各課と情報の共有、連携のためにネットワークシステムを構築することでございます。

7ページの右側の下の表をご覧ください。

現状は、妊娠期から子育て期においては、健康推進課やこども課等が情報を共有、連携しておりますが、各機関それぞれが情報を把握し、管理、支援しているため、包括的、継続的支援ができておりません。

事業開始後でございますが、母子保健コーディネーターと子育てコンシェルジュを配置

し、丁寧な関わりができるため、一体的な連携により、切れ目ない支援につなげることができると思っております。

8ページをご覧ください。

8ページは、現行の那珂市の子育てサービスに関係がある各課の施策でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

古川委員 まず確認なんですけれども、子育て世代包括支援センターというのは、2つできるということですよ、こども課内と健康推進課内と。場所が違いますよね。

健康推進課長 健康推進課とこども課に両方に置きます。

古川委員 それで、健康推進課のほうにはいわゆる保健師、助産師、そしてこども課のほうには保育士ということで、何か場所が離れている、そして、新しく配置する方の資格というか、それも違う。そうすると、切れ目ないサービスというのは、どうやって切れ目ないサービスが提供できる、ごめんなさい、よく読んでいないのでまだ分からないんですけれども、場所が違う。何かその辺でたらい回しになるような気が何となくするんですけれども、その辺は大丈夫なんでしょうか。

健康推進課長 お答えいたします。

まず、国の指針といいますか、出ておまして、必ずしも1つの施設、場所において2つの支援機能を有している必要はないということで、それぞれに置いていいですよ、役割分担をしつつ必要な情報を共有しながら一体的に支援をすることができることとするということが載っております。たらい回しではないんですけれども、あくまでも場所は2つですが、必ず連携して、いろいろ個人個人の情報等を共有して、台帳等を作りまして、それで連携していくというような形になると思います。

以上です。

古川委員 分かりました。

そうすると、例えば7ページの左側のこの図ですけれども、それぞれ各課でやっていることが違いますよね、担当している事業が。ということは、例えばこども課のほうは今やっているような事業に対して、健康推進課のほうに行って相談するとかということも可能だということですよ。

健康推進課長補佐 お答えいたします。

どちらにいてもそれぞれのいろいろな市の子供に対する施策に関しましては把握をしながら、細かいところになると全てがお答えできるということではないんですが、大枠、そういったサービスについてはご紹介をしながら、どちらにおいても相談ができるような体制は取っていきたいと考えております。

古川委員 そうでしょうね。そうすると、連携というのは、両課で、こういう方がうちのほう

に來ました、こういう相談があつて、こういうふうにお答えしました。でも、それが実際には健康推進課のほうに行つて相談したけれども、これは実際にはこども課のほうのやっていた事業だというような、こういうふうにしましたよというようなことを連携、各課で連携を取りながら一人の子供さんに対してフォローしていくというふうにイメージしていいんですね。

健康推進課長補佐 そのとおりでございます。まだ入ってはいないんですが、児童福祉システムのほうを活用を、実際に開始する前には、そういったシステムを活用しまして、今は実際、両課が必然的にどちらも関わるようなケースにつきましても、その都度その都度情報共有をするような会議を設けているんですけれども、その会議を持たなくても、ある程度、こちらでどういう支援をしたとか、どういう相談がありましたとか、そういったものをシステム等を活用して随時情報共有をしていくと。まずはそういったものを利用してしながら相談に応じて対応していくという方向で考えております。

古川委員 分かりました。ぜひその切れ目のない連携をしっかり取っていただけて、やっていただきたいなと思います。

あともう一つ、ちょっと素朴な疑問なんですけれども、健康推進課には保健師って既にいらっしゃいますよね。その方々は関わらなかつたんですか、こういうことに対しては。

健康推進課長補佐 そもそも保健師は妊娠届のときから保健指導をしたり、各地区担当としてお母さん方の相談等は随時受け付けております。ただ、今、国のほうでも、以前でしたら赤ちゃんが生まれてからの支援が主に重点的にされていたわけなんですけど、いろいろ今、虐待等との関係もありまして、早くから、子供が生まれる前から関わりを持ったほうがいいと。そういう方針の中で、いろいろな妊娠中の施策が多くなってきました。医療機関との連携も、そういったことも進められておりますので、件数もかなり増えておまして、二、三年前でしたら医療機関のほうから私どものほうに連絡があるケースというのは年間でも妊娠中、二、三件程度、多くても10件程度だったと思うんですが、昨年度につきましても100件弱、そういった連絡等も来ております。今の人数でその対応が全てできるかということは、かなり難しくなつてきておりますので、そのところをより充実させて、切れ目なくサービスがきちんと、相談に応じられるようにということで、今回、国の交付金を活用しながら職員を1人、臨時の方になりますけれども、そういった専門員を置きながら、地区担当のほうとも連携を取りながら一緒に考えていくということで、1人増員をするということでございます。

古川委員 うまく機能することをご祈念申し上げます。

以上です。

寺門委員 1点確認ですが、これコーディネーターですね、保健師、または助産師の方、あとコンシェルジュということで保育士。これは職員として新たに採用を考えていますか。

健康推進課長 正職員ではなくて、会計年度任用職員を考えております。

寺門委員 そうすると、任期付ということですよ。これは1年なのか、1年で順次切り替えていくわけですか。

健康推進課長補佐 会計年度任用職員になりますと、1年1年という形にはなるとは思います、こういった相談機能を持った職員というのは、継続的に見ていく必要がございますので、ご本人の意向を考えながら、意向を確認しながら継続していただける方に関しましては、できるだけ長く継続をしてご協力をいただきたいと思いますと考えております。

寺門委員 ずっと会計年度任期つき職員じゃなくて、将来的には正職への道がね、今多分ないとは思いますが、新たに採用、そういうことを考えるというのもぜひ検討していただきたいなと思います。

それともう一点、素朴に、何で一緒にやらないのかなと。要するに、コーナーでもいいんですから。部屋を造らずに、センターですから。2階と1階ですよ、この場所ね。よく最近妊娠するとすぐ保育園の手当てをしなければいけないよというので、もう早いですよ。母子手帳をもらうのと一緒にもうこども課のほうへ行って、保育所どうですかとかいう話はされていると思いますが、それであれば、物理的に無理なのかどうか分かりませんが、物理的に無理じゃないということがあれば、一緒にやっていたきたいなという点が1点。

それから、どうしても物理的に無理だということであれば、例えば午前中だけ健康推進課のほうに2人詰める、午後からはこども課のほうに2人詰めている。そういった対応も考えていただきたいなと思うんですが、いかがですか。

健康推進課長補佐 この子育て包括支援センターを設置するに当たって、庁内でもいろいろご意見をいただいたり、こども課と健康推進課のほうで調整はしてまいりました。ただ、物理的に、やはり全て保育所の入所に関するシステムですとか、全ての機能を保健センターのほうに持ってくるのが妥当かどうか、可能かどうかというところで、物理的にちょっと難しいということで、それぞれの課において相談する専門員を置くという形の体制を取らせていただきました。

それぞれに配置はしておりますが、ずっとそこにいるということではなくて、必要であれば母子コーディネーターのほうがこども課のほうの子育てコンシェルジュのほうに行って、一緒に子育てサービスのこと、保育所のことを学んだり、子育てコンシェルジュさんのほうが保健センターのほうでやる母子保健事業ですとか、赤ちゃん相談ですとか健診事業とか、そういったところにも顔を出していただいて、相談ができるんですよということをお互いにPRをしながら協力してやっていけたらということは検討しております。

寺門委員 十分検討はいただいたということですよ。やはりどうしても物理的に1階から2階へ上がる、移動しなくちゃならないというのは、この庁舎内ですとありますので、そこは、今のお話のように臨機応変に、業務のシステムをそのまま健康推進課に持ってい

ったり、それは別にして、要するに担当だけ行くということで、あとはオンラインでつながっているわけですから、業務はいかようにでもなると思うんですね。ですから、利用者が1階行って、またその担当の方が一緒に行かれるかもしれませんが、また移動をするわけですね。要するにだから、2階へ行くという、その辺はもう少し、特に妊婦さんなんかは考えてあげたほうがいいのかなということをお願いをしたいと思います。

委員長 ほかにございませんか。

(なし)

委員長 なければ、質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。執行部の入替えをお願いいたします。

休憩（午前11時39分）

再開（午前11時40分）

委員長 再開いたします。

社会福祉課が出席いたしました。

続きまして、那珂市障がい者プランの策定についてを議題といたします。

執行部より説明をお願いいたします。

社会福祉課長 社会福祉課課長の平野です。ほか3名が出席しております。よろしくお願いたします。

常任委員会資料3ページをお開き願います。

那珂市障がい者プランの策定についてご説明いたします。

資料1番、策定の概要でございます。

プランは、次の(2)のほうでも説明いたしますが、列記されている3つの計画で構成されております。うち2つの計画、第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画が令和2年度をもって計画期間が終了となるため、次期計画の策定を行うものでございます。残る1つの計画、障がい者計画については、計画期間が平成30年度から令和5年度の6年間と期間中ではありますが、社会情勢の変化や、法律や制度の変更等を反映するため、中間の見直しを行います。

(2) 構成する3つの計画の根拠法令及び計画期間となります。

ア、障がい者計画は、障害者基本法に基づき策定するものでございまして、計画期間は令和5年度までの6年間、今回は中間見直しとなります。

イ、障がい福祉計画につきましては、次に策定するものは第6期を策定いたしますが、障害者総合支援法に基づき策定するもので、計画期間は令和3年度から令和5年度までの3か年とします。

ウ、障がい者福祉計画は、次に策定するもの、第2期となりますけれども、児童福祉法に基づき策定するものでございまして、計画期間は上のイと同じ令和3年度から令和5

年度までの3か年となります。

2番、策定の体制となります。

(1) 那珂市障がい者プラン推進委員会において、推進、進捗状況等の管理等を協議し、策定いたします。こちらは、副市長をトップに、学識経験者、福祉関係団体の代表者、市の関係職員など17名で構成いたします。

(2) 那珂市障がい者プラン推進ワーキングチームでございます。1の推進委員会に諮る原案の策定、進捗状況等の調査や検討を行います。市の関係各課、社会福祉協議会の職員から成る12名の構成でございます。

3番、策定のスケジュールでございます。

5月にスタートを切っておりますが、6月、本日ですが、策定の報告をいたしております。12月に中間報告をいたします。年明け1月にパブリックコメントを実施し、3月の議会に報告をいたします。

説明は以上となります。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 なければ、質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。執行部の入替えをお願いいたします。

休憩（午前11時44分）

再開（午前11時44分）

委員長 再開いたします。

介護長寿課が出席いたしました。

続きまして、議案第44号 専決処分について（令和2年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号））を議題といたします。

執行部より説明をお願いいたします。

介護長寿課長 介護長寿課長の藤咲です。ほか3名が出席しております。よろしく願いいたします。

着座にて説明させていただきます。

それでは、議案書の93ページをお開きください。

議案第44号 専決処分について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

2枚おめくりください。

令和2年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）。

4ページをお開きください。最後のページになります。

歳入になります。

款項目、補正額の順にご説明いたします。

7 款繰入金、1 項一般会計繰入金、2 目その他一般会計繰入金 39 万 5,000 円、こちらは事務費繰入金になります。

7 款繰入金、2 項基金繰入金、1 目介護給付費準備基金繰入金 17 万円、基金の繰入金になります。

続きまして、歳出になります。

款項目、補正額の順にご説明いたします。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 56 万 5,000 円、郵送料になります。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

討論はございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第 44 号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第 44 号は原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 46 号 那珂市介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部より説明をお願いいたします。

介護長寿課長 それでは、議案書の 99 ページをお開きください。

議案第 46 号 那珂市介護保険条例の一部を改正する条例。

那珂市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、介護保険法施行令の改正によりまして、昨年 10 月の消費税率の引上げに合わせまして、令和元年度及び 2 年度において、低所得者の保険料軽減強化が実施されることになりました。それに伴いまして、所得段階の第 1 段階から第 3 段階までの第 1 号被保険者の保険料を軽減するため、市介護保険条例の一部改正を行うものです。

また、介護保険法第 63 条の規定によりまして、保険給付が制限されます刑事施設被収容者について、介護保険法第 142 条の規定に基づき、保険料の減免を行うため、市介護

保険条例の一部改正を行うものでございます。

一部改正の概要につきましては、103 ページをお開きください。

こちらは、改正本文のところからご説明をいたします。

第4条につきましては、保険料率を一部改正するもので、令和元年度の軽減率よりさらに軽減を行うため、令和2年度における第1号被保険者の保険料率を規定するものでございます。こちら第4条の保険料率につきましては、105 ページの所得段階別保険料の表でご説明をいたします。

令和2年度に第1段階に該当する第1号被保険者につきましては、現行の基準額 5,280 円に乘じる割合を「0.5」から「0.3」に改正し、介護保険料の年額を1万 9,080 円に改めるものです。

令和2年度に第2段階に該当する第1号被保険者につきましては、現行の基準額 5,280 円に乘じる割合を「0.75」から「0.5」に改正し、介護保険料の年額を3万 1,680 円に改めるものでございます。

また、令和2年度に第3段階に該当する第1号被保険者につきましては、現行の基準額 5,280 円に乘じる割合を「0.75」から「0.7」に改正し、介護保険料の年額を4万 4,400 円に改めまして、それぞれ軽減後の保険料率として規定をするものでございます。

再度、103 ページにお戻りください。

市介護保険条例第13条でございますが、平成29年6月28日付老介発0628第1号、刑事施設に収容されている者に対する介護保険料の減免に関する取扱いの周知についてに基づきまして、第13条第1項第5号として、介護保険法第63条の規定により保険給付が制限される刑事施設被収容者の保険料の減免について規定するものでございます。

第15条につきましては、文言の整理により法を加えるものでございます。

103 ページの下段をご覧ください。

改正条例附則として、この条例は、公布の日から施行するものとし、改正後の那珂市介護保険条例第4条及び第13条第1項第5号の規定は、令和2年度分の保険料から適用するものとし、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるものいたします。

介護長寿課からの説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

討論はございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第 46 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第 46 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、那珂市高齢者保健福祉計画の策定についてを議題といたします。

執行部より説明をお願いいたします。

介護長寿課長 それでは、常任委員会資料の 4 ページをお開きください。

高齢者保健福祉計画の策定について報告いたします。

1、計画の概要、(1) 概要でございますが、高齢者保健福祉計画は、市の総合計画を上位計画とし、介護保険事業計画の 3 年ごとの見直しに合わせまして、第 9 期高齢者福祉計画と第 8 期介護保険事業計画を統合して策定するものでございます。

(2) 計画期間につきましては、令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 か年について策定をするものでございます。

2 の計画策定体制、(1) 那珂市高齢者保健福祉計画推進委員会でございますが、本計画の諮問機関に位置づけられておりまして、副市長、民生委員、福祉関係団体の代表、那珂医師会の代表、那珂市歯科医師会の代表、介護保険被保険者の代表、学識経験者の 16 名で構成されております。推進委員につきましては、今年の 4 月より令和 5 年 3 月までの 3 年間、改めて委嘱をさせていただいております。

(2) 那珂市高齢者保健福祉計画ワーキング委員会でございますが、推進委員会の下部組織として、計画策定に係る調査・研究を行う委員会でございます。委員は、市の関係各課、社会福祉協議会関係より選出していただき、10 名で構成をしております。

続きまして、3、計画スケジュールでございます。

資料の 5 ページをご覧ください。

4 月に部長会議で策定の報告をした後、5 月に第 1 回の推進委員会とワーキング委員会を開催する予定でございましたが、新型コロナウイルスの感染拡大防止を図るため、書面にて実施をいたしました。引き続き 2 回以降の会議につきましても、新型コロナウイルスの感染状況を考慮し進めてまいりたいと考えております。

6 月には報告として、教育厚生常任委員会の委員の皆様へ、本日、高齢者保健福祉計画の策定についてを報告させていただいております。

7 月以降のスケジュールといたしましては、3 回のワーキング委員会、3 回の推進委員会を開催予定でございます。年明けにはパブリックコメントを実施いたしまして、2 月に策定完了の流れで進めてまいりたいと考えております。

教育厚生常任委員会の委員の皆様へのご報告でございますが、本日、計画策定につきまして報告させていただいております。12 月には計画案の中間報告を、3 月には計画策

定の報告を行う予定で進めてまいりたいと考えております。

介護長寿課からの説明は以上になります。よろしく願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 なければ、質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。執行部の入替えをお願いいたします。

休憩（午前 11 時 55 分）

再開（午前 11 時 56 分）

委員長 再開いたします。

保険課が出席いたしました。

続きまして、議案第 39 号 専決処分について（那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

執行部より説明をお願いいたします。

保険課長 保険課長の生田目です。ほか 2 名の職員が出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案書の 71 ページをお開き願います。

議案第 39 号 専決処分、那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

提案理由でございますが、地方税法施行令の一部を改正する政令及び所得税法等の一部を改正する法律が令和 2 年 3 月 31 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されたことに伴いまして、那珂市国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

次のページの専決処分書でございますが、こちらは令和 2 年 3 月 31 日付で専決処分のほうをさせていただいております。

73 ページに、一部改正条例のほうの条文、74 ページから 77 ページに新旧対照表をつけさせていただいております。

78 ページをお開き願います。

那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要でございます。

改正理由につきましては、先ほど申し上げた提案理由のとおりでございます。

改正内容でございますが、第 3 条第 2 項、第 4 項が課税額の限度額の引上げに伴う改正でございます。国民健康保険税につきましては、医療分と後期高齢者支援分、介護納付金分と 3 つに分かれておりまして、このうち医療分の基礎課税限度額を「61 万円」から「63 万円」に、介護納付金課税限度額のほうを「16 万円」から「17 万円」に引上げをいたします。

また、第 22 条第 1 項第 2 号、第 3 号が軽減判定基準額の引上げとなります。総所得の

合計が基準以下の場合に軽減が該当になりますが、5割軽減の対象となる所得の算定におきまして、被保険者の数に乗すべき金額を「28万円」から「28万5,000円」に、2割減額の対象となる所得の算定におきまして、被保険者の数に乗すべき金額を「51万円」から「52万円」に引き上げます。

この改正によりまして、所得の高い人には保険税の負担が大きくなりまして、逆に所得の低い人にはより保険税の負担が軽減されることとなります。

それから、附則の改正になります。

第4項、第5項の改正は、見出しにあるとおり、長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例で、低未利用地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例が租税特別措置法に創設されたことに伴い、改正するものでございます。

附則になりますが、この条例は、令和2年4月1日から施行し、附則の改正につきましては、令和3年1月1日から施行します。

適用区分ですが、改正後の条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険について適用しまして、令和元年度分までの国民健康保険税につきましては、改正前の条例を適用します。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

討論はございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第39号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第39号は原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第40号 専決処分について(那珂市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例)を議題といたします。

執行部より説明をお願いいたします。

保険課長 それでは、議案書の80ページをお開き願います。

議案第40号 専決処分、那珂市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

提案理由でございますが、新型コロナウイルスの感染症に感染した被保険者等に係る傷

病手当金の創設に伴う茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正により、那珂市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正するものでございます。

次の専決処分書でございますが、令和2年4月28日付で専決処分のほうをさせていただいております。

82 ページに一部改正条例の条文、83 ページに新旧対照表のほうをつけさせていただいております。

84 ページのほうをお開き願います。

那珂市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の概要でございます。

改正の理由につきましては、先ほど申し上げました提案理由のとおりでございます。

改正内容でございますが、第2条に規定する市において行う事務に「傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付」を追加するものでございます。

附則でございますが、この条例は、公布の日から施行いたします。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

討論はありませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第40号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第40号は原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第41号 専決処分について(那珂市国民健康保健新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に関する条例)を議題といたします。

執行部より説明をお願いいたします。

保険課長 議案書の85ページをお開き願います。

議案第41号 専決処分(那珂市国民健康保険新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に関する条例)についてご説明をいたします。

こちらは、9日の全員協議会のほうで説明させていただいておりますが、提案理由にありますとおり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、労働者が感染した、または感染の疑いがある場合に、その療養期間中、一定の収入が確保できるようにし、休み

やすい環境を整えることで感染拡大防止に資するため、傷病手当金の支給に関する条例を制定するものでございます。

次のページの専決処分書でございますが、こちらは令和2年5月1日付で専決処分をさせていただきます。

87 ページから 88 ページのほうに、こちらの条例の条文のほうをつけさせていただきます。

89 ページをお開き願います。

条例の概要でございます。

制定の理由につきましては、先ほど申し上げました提案理由のとおりでございます。

本則ですが、全6条となっております。見出しにございますとおり、第1条では趣旨、第2条では新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金について規定をしております。

概要にありますとおり、給与等の支払いのほうを受けている国民健康保険の被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染した、または発熱等の症状があり感染が疑われ、労務に服することができない場合に、労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から傷病手当金を支給いたします。

傷病手当金の支給額につきましては、直近3か月の給与等の合計収入額を就労日数で除した金額の3分の2の額に支給対象となる日数を乗じた額となります。支給期間でございますが、1年6か月を超えない期間となります。

第3条では、傷病手当金と給与等との調整を規定しておりますが、給与等の全部、または一部が支払われた場合、給与額と傷病手当金を比較して、給与等が少ない場合は差額を支給します。また、受けられるはずの給与等が支払われないときは、傷病手当金の全額、給与等の一部が支払われたときは傷病手当金との差額を支給するものでございます。

次のページをお開き願います。

前項で支払われた金額のうち、本来、事業所が支払うべき金額については、事業所から徴収するというものでございます。

第5条では、傷病手当金の支給を始める日の期限について規定をしておりますが、労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日の期限につきましては、規則で定めておりますが、令和2年9月30日としてございます。

第6条では、規則への委任になりますが、事務手続等については規則で定めることとしております。

附則ですが、こちらの条例は公布の日から施行し、令和2年1月1日から適用いたします。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

古川委員 まず確認なんです、ここで言う労働者というのは、いわゆる経営者と労働者と分けると、その労働者のほうということですよ。経営者は労働者じゃないですよ。

それと、月額で報酬を頂いているような方には、3分の2とかあるでしょうけれども、パートとかアルバイトとかというあたりも、この労働者に入るんですか。

保険課長 お給料をもらっている方であれば、こちらの対象になりますので、1か月のお給料の明細とかを持って来ていただいて、確認させていただいた上で、計算のほうをさせていただく形になっております。

古川委員 パートとかアルバイトというのは、月額いくらと大体決まっていらないですよ。そういう方はどうやって判定するんですか。

保険課長 こちらは事業所のほうに提出のほうも求めることになりますので、直近3か月支払った金額のほうと就労日数のほうと書いていただいたものを提出していただく形になります。

古川委員 その実績でもって、いくらぐらい受け取る見込みだということで支給する。分かりました。

委員長 ほかにございませんか。

(なし)

委員長 なければ、質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

討論はございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第41号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(なし)

委員長 異議なしと認め、議案第41号は原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第43号 専決処分について（令和2年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号））を議題といたします。

執行部より説明をお願いいたします。

保険課長 それでは、議案書の91ページをお開き願います。

議案第43号 専決処分、令和2年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）についてご説明いたします。

次のページの専決処分書でございますが、令和2年5月1日付で専決処分のほうをさせていただきます。

それでは、4ページをお開き願います。

歳入でございます。

款項目、補正額の順に読み上げます。

4 款県支出金、2 項県補助金、1 目保険給付費等交付金 500 万円。

6 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 21 万 3,000 円、2 項基金繰入金、1 目基金繰入金 9 万 2,000 円でございます。

続いて歳出でございます。

5 ページをお開き願います。

款項目、補正額の順に読み上げます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 30 万 5,000 円、こちらは国民健康保険の各種申請の届出を郵送で行うための返信用の郵送料を補正させていただくものでございます。

2 款保険給付費、6 項傷病手当諸費、1 目傷病手当金 500 万円、こちらは先ほどご説明させていただきました傷病手当金のほうの支給見込額を計上したものでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

討論はございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第 43 号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第 43 号は原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

以上で執行部に関する案件は終了いたしました。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

休憩 (午後 0 時 12 分)

再開 (午後 0 時 13 分)

委員長 再開いたします。

続きまして、教育厚生常任委員会調査事項についてを議題といたします。

本委員会の今年度の調査研究テーマについて協議してまいりたいと思います。

皆様からご意見をいただきたいと思いますが、調査事項についてご提案のある方ございませんか。

寺門委員 ICT化について、今日も学校教育課のほういろいろお話ししましたがけれども、やはり新型コロナウイルスの対応でどういうふうになるかはちょっと分かりませんが、市内の小中学校、本当にどういうものをICT化で望んでいるのかという調査研究したほうがいいと思うんですよね。それを1つ提案したいと思います。

武藤委員 やはり今、オンライン授業、GIGAスクール推進事業とか含めたものをテーマにしていったほうがいいのかと思います。過去これ平成26年からずっと見てみますと、やはりその年度ごとにテーマを持ってやっておりますので、今回のオンライン授業等の状況把握というのがよいのかなと思います。

委員長 そうなると、市内の小中学校の視察が、その程度なら今の新型コロナウイルス対策の中でもできそうな視察になると思うので、その辺を中心にちょっと副委員長と一緒に考えてみたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

（「異議なし」「お願いします」と呼ぶ声あり）

委員長 今後そのような方向で検討してまいりたいと思います。

本日の審議は全て終了いたしました。

以上で教育厚生常任委員会を閉会といたします。

お疲れさまでした。

閉会の宣告（午後0時15分）

令和2年9月1日

那珂市議会 教育厚生常任委員会委員長 富山 豪